



福岡医発第2795号(地)

平成25年3月1日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

社会保険診療報酬支払基金福岡支部における
平成25年度診療報酬等の納入期日及び支払日について

今般、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より平成25年度の診療報酬等の納入期日及び支払日を別表の通りとする旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各保険医療機関等へは、広報誌等をもって連絡されるようになっております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

福 総 会 0 0 0 5 5 4

平成 2 5 年 2 月 2 0 日

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良 殿

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

支部長 和 田 開



平成 2 5 年度における診療報酬等の納入期日
及び支払日について

平素は、支払基金業務の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 5 年度における診療報酬等の納入期日及び支払日については、別紙のとおり予定していますのでご連絡いたします。

なお、各保険医療機関等には、広報誌等をもってお知らせいたしますことを念のため申し添えます。

平成25年度における診療報酬等の納入期日及び支払日予定表

	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
25年4月 注3		納入期日	土	日	支払日		
5月 注1	土	日	納入期日	支払日			
6月 注1			納入期日	支払日	土	日	
7月 注3		納入期日	土	日	支払日		
8月 注1	日		納入期日	支払日			土
9月 注2		納入期日	支払日	土	日	祝日	
10月 注4		土	日	納入期日	支払日		
11月 注1			納入期日	支払日		祝日	日
12月 注2		納入期日	支払日	土	日	祝日	
26年1月 注1	土	日	納入期日	支払日			
2月 注1			納入期日	支払日	土	日	
3月 注2		納入期日	支払日	祝日	土	日	

※ 診療報酬等には、特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等に係る費用も含まれます。

注1 納入期日20日・支払日21日

注2 納入期日19日・支払日20日(21日・22日が銀行の休日)

注3 納入期日19日・支払日22日(20日・21日が銀行の休日)

注4 納入期日21日・支払日22日(20日が銀行の休日)

平成25年度 診療報酬等の支払日

支払月 (診療月)			支払日		
平成25年	4月	(2月調剤分)	平成25年	4月22日	(月)
"	5月	(3月調剤分)	"	5月21日	(火)
"	6月	(4月調剤分)	"	6月21日	(金)
"	7月	(5月調剤分)	"	7月22日	(月)
"	8月	(6月調剤分)	"	8月21日	(水)
"	9月	(7月調剤分)	"	9月20日	(金)
"	10月	(8月調剤分)	"	10月22日	(火)
"	11月	(9月調剤分)	"	11月21日	(木)
"	12月	(10月調剤分)	"	12月20日	(金)
平成26年	1月	(11月調剤分)	平成26年	1月21日	(火)
"	2月	(12月調剤分)	"	2月21日	(金)
"	3月	(1月調剤分)	"	3月20日	(木)

平成25年度診療報酬等の納入期日及び支払日について

1 基本的考え方

- (1) 納入期日は、原則20日とします。

ただし、20日以降銀行の休日が続く場合は、19日の設定もありうる
こととします。

- (2) 支払日は、原則21日とします。

ただし、当該日が銀行の休日に当たる場合は、22日までとして設定し
ます。なお、19日から22日までの間において銀行の休日が3日間該当
する月にあっては、23日の支払日の設定もありうることとします。

- (3) 前(1)及び(2)の設定に当たって

銀行の休日が19日から23日まで続く場合は、18日を納入期日、
24日を支払日とすることとします。(平成21年度実施)

2 平成25年度診療報酬等納入期日及び支払日について

別紙予定表のとおりとし、各月の考え方は以下のとおりです。

- (1) 5月・6月・8月・11月・1月・2月については、納入期日及び支払
日共に銀行の休日に該当しないことから、20日を納入期日、21日を支
払日とします。
- (2) 9月・12月・3月については、納入期日である20日は銀行の休日と
なっていないが、21日及び22日が銀行の休日に該当し、22日までに
支払う取扱いから、19日を納入期日、20日を支払日とします。
- (3) 4月・7月は、納入期日である20日が銀行の休日に当たり、翌日21
日も休日であるため19日を納入期日、22日を支払日とします。
- (4) 10月は、納入期日である20日が銀行の休日に当たり、前日19日も
休日であるため21日を納入期日、22日を支払日とします。

※ 診療報酬等には、特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等に係る
費用も含まれます。